

技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目および判断基準は、以下のとおりである。

1 配置予定技術者の経験および能力【様式-2-1, 2-2, 2-3, 3, 8】

評価項目	評価の着目点				ウェイト
				判断基準	
予定技術者の経験および能力	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去 15 年間の同種または類似業務の実績の内容 ①同種業務の実績が 2 件以上ある。（30） ②同種業務の実績がある。（15） ③類似業務の実績がある。（5）	30
				過去 3 年間に担当したコンサルタント業務の業務成績 ①80 点以上の成績評定 3 件以上あり（120） ②80 点以上の成績評定 1 件以上 3 件未満あり（60） ③80 点以上の成績評定 なし（0）	120
	主たる担当技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格およびその専門分野の内容 下記の順位で評価する。 ①技術士（総合技術監理部門（建設）：「建設環境」、技術士（建設部門：「建設環境」、衛生工学部門で登録した技術士で、かつ、計量法（平成 4 年法律第 51 号）により環境計量士（濃度関係）の登録をした者または応用理学部門（選択科目：物理および化学）で登録した技術士で、かつ、計量法により環境計量士（騒音・振動関係）の登録をした者（20） ②RCCM「建設環境」（10） ③①、②とも有しない。（0）	20

	専門技術力	業務執行技術力	過去15年間の同種または類似業務の実績の内容	手続き開始の公告日の前日から起算して前15年間（手続き開始の公告日の前日までに引渡し完了したものに限る。）において、1件以上の実績がある者とする。 ①同種業務の実績が2件以上ある。（10） ②同種業務の実績がある。（6） ③類似業務の実績がある。（3） <u>なお、業務実績がない場合は選定しない。</u>	<u>必須条件</u> 10
		情報収集力	地域精通度	県内の公共事業の発注機関において土木技術職員として10年以上従事した経験を有する者を担当技術者として配置する場合に評価する。 ①評価項目を満足する。（10） ②評価項目を満足しない。（0）	10
	照査技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去15年間の同種または類似業務の実績の内容 手続き開始の公告日の前日から起算して前15年間（手続き開始の公告日の前日までに引渡し完了したものに限る。）において、以下の順位で評価する。 ①同種業務の実績が2件以上ある。（10） ②同種業務の実績がある。（6） ③類似業務の実績がある。（3） なお、業務実績がない場合は選定しない。	必須条件 10
小計					200

技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目および判断基準は、以下のとおりである。

1 配置予定技術者の経験および能力【様式-2-1, 2-2, 2-3, 3, 8】

評価項目	評価の着目点				ウェイト
				判断基準	
予定技術者の経験および能力	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去 15 年間の同種または類似業務の実績の内容 ①同種業務の実績が 2 件以上ある。（30） ②同種業務の実績がある。（15） ③類似業務の実績がある。（5） <u>なお、業務実績がない場合は選定しない。</u>	<u>必須条件</u> 30
				過去 3 年間に担当したコンサルタント業務の業務成績 ①80 点以上の成績評定 3 件以上あり（120） ②80 点以上の成績評定 1 件以上 3 件未満あり（60） ③80 点以上の成績評定 なし（0）	120
	主たる担当技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格およびその専門分野の内容 下記の順位で評価する。 ①技術士（総合技術監理部門（建設）：「建設環境」、技術士（建設部門：「建設環境」、衛生工学部門で登録した技術士で、かつ、計量法（平成 4 年法律第 51 号）により環境計量士（濃度関係）の登録をした者または応用理学部門（選択科目：物理および化学）で登録した技術士で、かつ、計量法により環境計量士（騒音・振動関係）の登録をした者（20） ②RCCM「建設環境」（10） ③①、②とも有しない。（0）	20

		専門技術力	業務執行技術力	過去15年間の同種または類似業務の実績の内容	手続き開始の公告日の前日から起算して前15年間（手続き開始の公告日の前日までに引渡し完了したものに限る。）において、1件以上の実績がある者とする。 ①同種業務の実績が2件以上ある。（10） ②同種業務の実績がある。（6） ③類似業務の実績がある。（3）	10
		情報収集力	地域精通度	経歴	県内の公共事業の発注機関において土木技術職員として10年以上従事した経験を有する者を担当技術者として配置する場合に評価する。 ①評価項目を満足する。（10） ②評価項目を満足しない。（0）	10
	照査技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去15年間の同種または類似業務の実績の内容	手続き開始の公告日の前日から起算して前15年間（手続き開始の公告日の前日までに引渡し完了したものに限る。）において、以下の順位で評価する。 ①同種業務の実績が2件以上ある。（10） ②同種業務の実績がある。（6） ③類似業務の実績がある。（3） なお、業務実績がない場合は選定しない。	必須条件 10
小計						200